

時事新報

カリヤ事件に關して其利害を反對にせる者
なる三今治一郎、二、三賀田丁一密

の二國なると今出でて言ふに及びざる可し露國といふ
ルカン半鷲に羽翼を伸ばさんと欲して多年の望と一日
も已む時なく露國に及之に相反し露國が其歩と進むる
一段毎に恰も藩境を削らるゝ如きの地位に立つ者なれば
二國の相容れざるは怪むに足らざるなり然り而して
一方に獨塊兩國の關係を如何にと尋ねるに今日までの
形迹にては輪車唇齒互に相倚るが如くにして露は塊の
敵なるが故に獨も亦露を敵にしゝと云ふの趣なきに
非ず左れハフエルダナンド存廢の論に就ても獨は塊より
聲援して露の要求を拒絶するとの相當の順序なる可きに
事爰に出でずして意外も露國の提出議を贊成し利へ
英國と説ふて其議に加はらしめんとしたるは塊に對して
反覆二心の舉動たるにあらずや既に前も申せし如
列國々際の關係は人情德義を以て轉る可き者に非ざ
れば獨が斯る疑似曖昧の政略を執らんとする其事の是
非曲直は措て論せず唯何故に塊に與す可きの獨逸政府
が翻て露を助くるの言を發したるや熟々其次第と考
ふるに自ウラ原因ばならず即ち獨逸今日の政略
は内に於て専ら聯邦諸州の統一を圖り日耳曼帝國の基
礎を固めんとする一主義に在る者にして外國に對する
の恐れとても佛國の爲先にアルサス、ローレンヌの二
州を奪はるゝの掛念ぐらるに過ぎず之を塊地利がハル
カン半鷲を侵掠せらるゝに隨ひカリシャ地方より漸次
其版圖を失はんとするの危険に較ぶるに素より同日に
して論ず可らず左れば強ひて塊國を救ふが爲めに自ら
危地に陥り露國を敵にするの策に出でざるは安全の
次第にして殊にビスマルクの政略は始めより戦争の危
險を避け出来るだけ平和手段に依頼して隱然其間に獨
逸の霸權を張らんとするの考へなるは世人の知る所に
みビスマルクは豫め之を察し態と好言を以て露國の心
を迎へフエルダナンドは在位は伯林條約の精神に背く
者なりと非難し而して又窮に塊國と相結んでハルカリ
ヤの存立を維持せんとする其狡猾も亦極まれと云ふ
可し左れば獨塊の間には攻守の密約ありと云ふにも拘
はらず塊國の新聞紙中には獨逸の政略反覆定まらざる
と恐れ左の如き説を爲す者あり

ビスマルク公は塊地利勾牙利がハルカン半鷲に於ける自國の利益を削り之を露國に譲與す可しどの考へ
しむるの與國よては賴と甲斐なれのまならず塊地利
割牙利には毫も敵國に譲與を爲すの理由わらざるな
あがら人の利害如何んをも顧みず敵國ふ譲與を爲さ
たる其地位を失ふにも至るべし此際獨逸にして我れ
と同盟の約を破られれば又能く我國の爲めに力を盡

すに相違ならんなども同盟果して恃む可らざる
か我國は全く獨逸と分離し一強國たる資格を以て
吾は吾たるの政略を執行せざる可らず又萬々己ひを得ざる場合に迫り讓與と爲すことありとするも決して獨逸の爲先に己れを枉ぐるなれを要するは無論にして且つ獨逸の仲介干涉をも許不可らず露國と直接に談判し出来る丈け我れに好都合の調和を謀るみ返すノ、も大切なれ獨逸にして我國の利害を疎外にそる限りは我も亦獨逸の利害に顧慮せざるを要するなり今日まで獨逸は我國の爲めに盡す所あるならんとて待暮らしたるは全くの空頼として實際何の役立ちもあかりしければ今度は一切人を恃まず獨立獨行して我政略を斷行せざる可らず夫れても獨逸より尙ほ我れに同盟と求むとなれば彼れ先づ我れに報効の實を示して來れ云々

四月十六日より翌年八月八日までコ・テマラ（中央亞
米利加）に在りて代理公使を勤め千八百六十六年六月
廿六日伯林に轉ざたれども住所に赴かずストックホル
ムに在て書記の職を奉し千八百六十七年一月十四日北
京に轉じ同年十一月二日より翌々年の十一月廿八日ま
で代理公使となり千八百七十一年二月十三日聖彼得斯
堡（サンピエトロブルゴ）に同年七月一日フロレンスに轉したり千八百七十四
年四月廿四日北京公使館書記官に昇進して千八百七
六年六月七日より千八百七十九年二月廿八日まで代理
公使を勤め千八百七十九年十一月八日尙ほ又進みて維
也納公使館の書記官に任じよゝにても千八百八十一年
八月三日より十二月十四日迄代理公使となり夫より千
八百八十二年二月廿三日羅馬に轉して千八百八十二年
九月一日より十月廿二日まで千八百八十三年七月十六
日より十二月廿二日までの兩度とも代理公使を勤め千
八百八十五年二月十七日更よ昇進してサンチエゴ（
チリーの都府）駐紮英國公使兼總領事より任せられたり
尤もチリーの公使館は第二等に位するものなると以て
同公使の給料は一箇年二千磅なり又たフセウ氏ハ同
公使勤務中チリーとペリウの兩國間に起りたる抗争に
就き英國の要求をべき事件を委任せられ遂に好結果と
奏したるを以て今回重要地位なる日本公使に昇進す

先會議中なるよし
○京都府の節儉於て省施する節儉を廢止し勅奏任以て専務書記へ此限を持人夫賃官給の處て提燈の蠟燭其他諸物を廃す、下して五等以下同張にハ日當三割増す、旅費實費支拂はれ出張は乗車を要す、務にて管内巡視の割増を廢せ、官報は廳中一部に止先の減額を得るなる
○輪朝の宴 星松度無事師朝せしを以て
○佛國政府伊太利生重稅と課するの議院に於て十五撰人の間柄ハなんと日本倫敦新聞紙に傳する
議院に於て十五撰重稅と課するの議院に於て十五撰人の間柄ハなんと日本倫敦新聞紙に傳する

○警視廳告示第八號
傳染馬病左ノ通り通知アリ馬匹飼養者は此際豫防方法
意スベシ
陸軍第一調馬隊戸山分厩 馬匹三頭 皮疽病
栃木縣下下都賀郡小宅村 同 一頭 同
明治廿一年四月十日 警視總監子爵三嶋通庸
茲原郡海軍火薬製造所構内ニ於テ火薬試験ノ爲メ以後
銃砲發射ノ節ヘ射線上ニ赤旗ヲ揚クル旨其筋ヨリ通知
アリ此旨心得ヘシ
明治廿一年四月十日 警視總監子爵三嶋通庸

四月十六日より翌年八月八日までコ・テマラ(中央亞米利加)に在りて代理公使を勤め千八百六十六年六月廿六日伯林に轉ざたれども住所に赴かずストックホルムに在て書記の職を奉し千八百六十七年一月十四日北京に轉じ同年十一月二日より翌々年の十一月廿八日まで代理公使となり千八百七十九年二月十三日聖彼得斯堡に同年七月一日フロレンスに轉したり千八百七十四年四月廿四日北京公使館書記官に榮進して千八百七年六月六月七日より千八百七十九年二月廿八日まで代理公使を勤め千八百七十九年十一月八日尙は又進みて維也納公使館の書記官に任じよくにても千八百八十一年八月三日より十二月十四日迄代理公使となり夫より千八百八十五年二月廿三日羅馬に轉して千八百八十二年九月一日より十月廿二日まで千八百八十三年七月十六日より十二月廿二日までの兩度とも代理公使を勤め千八百八十二年二月十七日更ニ榮進してサンチエゴ(チリーの都府)駐紮英國公使兼總領事又任せられたり尤もチリーの公使館は第二等に位するものなると以て同公使の給料は一箇年二千磅なり又たフセウル氏ハ同公使勤務中チリードベリカの兩國間に起りたる戦争に就き英國の要求をべき事件を委任せられ遂に好結果と奏したるを以て今回重要な地位なる日本公使に昇進するに至るは多分之れが爲先ならんとの説あり氏は小説家マリオンクラウフオルド氏の妹に結婚して二人の令息と設け二人とも自下歐洲に在て教育を受け居れりと云へり

○京都府の節儉
於て實施する節儉を以て貯蓄し勅奏任以て專務書記へ此限持人夫賃官給の處て提燈の蠟燭其他諸多廳中茶を廢す、下して五等以下同張にハ日當三割増す、旅費實費支拂は出張は乗車を要する務にて管内巡視の割増を廢せ、官報は廳中一部に止めの減額を得るなる。

○臨朝の宴 星松度無事師朝せしを以て佛國政府伊太利生人の間柄へなんとて日の倫敦新聞紙は議院に於て十五擇議院重稅と課するの議院の生絲を需用する舉區の議員は議院下講院に通知したる案の生絲を課稅するに至れば日本支那の市場を占ひるに及ぶ頭上に及ぶなる。し

○神戸取引所 同上宏大ある煉瓦石造合場とも該場の左、右、埠筒、箱、袋等には公債株式の銘所とし其傍に小高は立合場にて出場そば帳場の役員の等を明記す尤も該肥料、製茶とし公社、商船會社兩株、入札賣とし公債二様とす而して會業保證金は第一部第二部公債株式にては金一千圓と定取引とを問はず米圓に付一圓五十錢、米穀は賣買約定代賣買約定代金百分定む第二、定期取引及朱式日本新規代金の株券)賣買約定代金百分定む第二、定期取引

芝口河岸之候且又一ノ門
長尾商舎 トハ同業ニシテ其名稱モ類似致シ居候得其各別途營業ニ有
井田岩次郎儀 從來長尾水賣捌名前人ニ有之候處爾今當

亡父通倫 漢葬ノ節
聞紙御禮申上候也 遠路御會葬
四月十日 鳴謝候不取敢以新
長男 被下御厚意難有奉
可野通紀

來ル十四日午後
一時ヨリ開會 佛敎演說及說教
說教師師藤吉溪○演說士原坦山其他數名
四月
高橋
泉岳寺二於二

熊一郎